

2 農地の貸借の促進・効率的な利用

農地を借りられる者が増えました！

一定の条件^(※)を満たす農業生産法人以外の法人等も、農地を借りられるようになりました。

(所有権の取得は、これまでどおり、「農作業に常時従事する個人」と「農業生産法人」に限られます。)

農地の借り受け者の範囲

(これまで)

農作業常時従業者

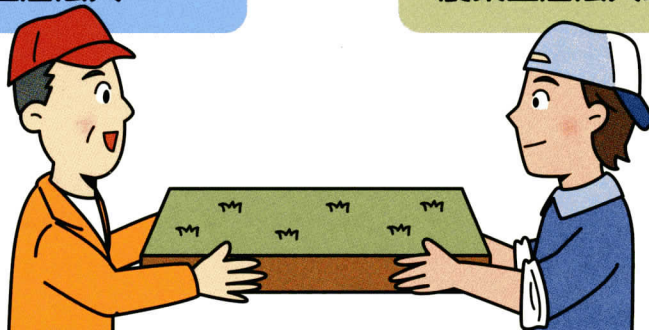
農業生産法人

(追加)

農作業常時従業者以外の個人

農業生産法人以外の法人

+



貸し手

借り手

- ※①農地を適正に利用していない場合に、解除する旨の条件が付されていること
- ②地域の農業者との話し合いや農道・水路など共同利用施設の取り決めを守るなどし、地域における他の農業者との適切な役割分担をすること
- ③長期的に安定的な農業経営の継続を可能とする機械や労働力を確保等すること
- ④法人の場合は、業務執行役員（取締役、理事、執行役、支店長等）の1人以上が耕作等の事業に常時従事すること

この条件を満たしているか、毎年、**農業委員会等**がチェックします

貸し借りの手続きは…

農地法による貸し借り

相手が決まっている場合など



貸し手

借り手

申請



農業委員会

農業委員会
または知事

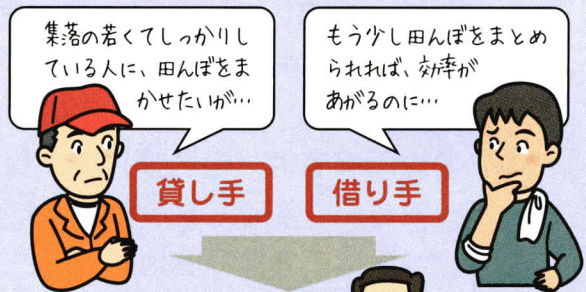
許可



貸し借り
成立

農業経営基盤強化促進法 による貸し借り

地域の担い手にまかせる場合など



貸し手

借り手

話し合い

仲介・相談役

●農業委員 ●JA

●土地改良区 ●農地利用集積円滑化団体 など



市町村が手続きをします

農用地利用集積計画の作成

農業委員会の決定

農用地利用集積計画の公告

貸し借り成立

- 貸した農地は期限がくれば、必ず返ってきます。
- 期間終了後の離作料は不要です。
- 期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知がきます。
- 利用権の再設定により継続して貸借できます。

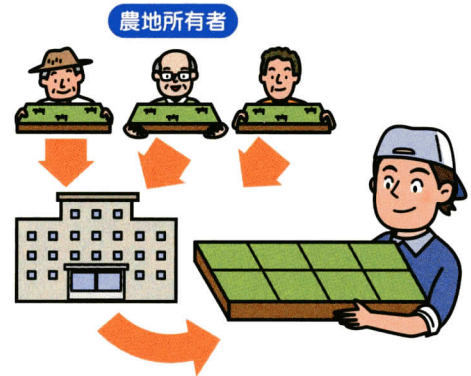
この仕組みを活用すれば
さらに

農地を安心して貸し借りし、効率的に利用できます！

- 農地利用集積円滑化事業の創設により、市町村や市町村公社、JAなどが農地利用集積円滑化団体となり、農地所有者の委任を受けて、所有者を代理して、農地の貸し付け等が行えるようになりました。

これにより、

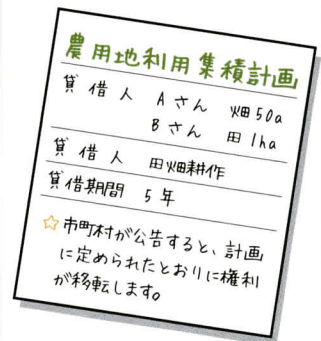
- 農地所有者は、自ら貸付先を探す必要もなく、安心して農地をまかせられます。
- 担い手は、多数の農地所有者と交渉する必要がなく、バラバラになっている農地を面的にまとめてもらい、効率的な農作業が可能になります。



共有地が貸し借りしやすくなります！

農用地利用集積計画により利用権を設定する際、相続等で複数の者により共有されている農地について、存続期間が5年以内の利用権を設定する場合は、共有持分の1/2を超える同意でよいことになり、利用権が設定しやすくなりました。

(これまででは、共有者全員の同意が必要でした)



相続税納税猶予の適用農地でも貸せます！

農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、相続税納税猶予が継続するようになりました（市街化区域内農地は除く）。

ただし、これまで20年間、自ら営農した場合は、納税が免除となっていました。この改正により貸した場合は、農地としての利用を終身継続する必要があります。

(これまででは、農地を貸すと相続税納税猶予が打ち切られていました)